

日本感情心理学会年次大会規程

第1条（年次学術大会） 本学会は、日本感情心理学会会則第4条（事業）の定めるところに基づき、年次学術大会（以下、年次大会と略）を開催する。

第2条（大会実行委員会） 年次大会は、年度に1回、以下に定める大会実行委員会委員長（以下、大会実行委員長と略）のもとで行う。

1. 大会実行委員長及び主催機関は、理事会が推薦し、総会に諮って決定する。
2. 大会実行委員長の任期は、前年の年次大会終了時から当該大会実行委員長が主催する年次大会終了時までとする。
3. 大会実行委員長は、大会実行委員会を組織し、学術プログラム委員会と連携し、年次大会の企画及び運営にあたる。
4. 大会開催に重大な問題が発生した場合は、理事会、学術プログラム委員会、および大会実行委員会が連携して対応を検討する。

第3条（年次大会の構成） 年次大会の構成は、研究発表及びその他の学術企画から構成される。その他の学術企画には、プレカンファレンス、シンポジウム、講演、ワークショップ等が含まれる。

第4条（研究発表） 年次大会の研究発表は、以下のように行われるものとする。

1. 研究発表を希望する者は、大会実行委員長の公示に基づき、指定する期日までに様式に従って申し込みをしなければならない。
2. 研究発表が公式に認められる要件として、①大会実行委員会の定める方法によって発表を完遂すること、②発表時に正会員であること、③年次大会参加費を納入していること、④定められた期日までに発表抄録を提出すること、の4点を満たさなければならない。
3. 年次大会の発表抄録は、サプリメント号として感情心理学研究に掲載する。

第5条（大会の広報） 大会実行委員長は、年次大会に関する情報を主として以下のように学会内外へ広報する。

1. 年次大会に先立ち、大会ウェブサイトを作成・公開する。
2. 大会ウェブサイトにて大会プログラムを公開する。
3. その他、多様な媒体によって発信する。

第6条（収支報告） 大会実行委員長は、年次大会終了後すみやかに、理事会へ収支報告を行わなければならない。

第7条（規程の改廃） 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

付則

1. 本規程は、2020年6月19日より施行する。